

V. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

1. 土地造成計画

1-1 土地造成の必要性

各地区の土地造成の必要性は以下のとおりである。

外港地区

既存の海面処分・活用用地の竣功が近づいていることから、新たな海面処分用地を確保するため、新規の土地造成を計画する。

北港地区

既存の海面処分・活用用地の竣功が近づいていることから、新たな海面処分・活用用地を確保するため、新規の土地造成を計画する。

1-2 土地造成に係る土地利用の区分別面積

表V-1-1 土地の造成に係る土地利用の区分別面積及び配置の考え方

地区名	土地利用の区分	造成面積	主な内容	面積及び配置の考え方
外港地区	海面処分用地	11.3ha	廃棄物最終処分	緑地に隣接して配置
北港地区	埠頭用地 (海面処分・活用用地)	1.4ha	廃棄物最終処分	埠頭用地に隣接して配置
合計		12.7ha		

1-3 土地造成計画

土地造成計画は、次のとおりである。

表V-1-2 土地造成計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	危険物 取扱施設 用地	交通機能 用地	緑地	公共用地	海面処分 用地	合計
本地 港区										
外地 港区									(11.3) 11.3	(11.3) 11.3
北地 港区	(1.4) 1.4									(1.4) 1.4
合計	(1.4) 1.4								(11.3) 11.3	(12.7) 12.7

注1) ()は、湾港の開発及び、利用及び保全並びに湾港に隣接する区域保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

表V-1-3 土地造成計画(変更前)

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	危険物 取扱施設 用地	交通機能 用地	緑地	公共用地	海面処分 用地	合計
本地 港区										
外地 港区										
北地 港区										
合計										

注1) ()は、湾港の開発及び、利用及び保全並びに湾港に隣接する区域保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2. 土地利用計画

2-1 土地造成に係わない土地利用計画

土地の造成に係らない土地利用の区分別面積と変更の理由は、次のとおりである。

表V-2-1 土地の造成に係らない土地利用計画

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積 (ha)	土地利用	面積 (ha)	
外 港	高砂埠頭 港湾関連用地	0.8	港湾関連用地	1.7	埠頭再編を進めるため、緑地を港湾関連用地に変更
	高砂埠頭 緑地	0.9			
北 港	古湊埠頭 緑地	0.5	埠頭用地	0.5	貨物増加に対応し、利用効率を向上させるため、緑地を埠頭用地に変更
	宮海埠頭 埠頭用地	5.5	公共用地	5.5	需要の変化を踏まえ、埠頭用地を公共用地に変更

2-2 土地利用計画

土地利用計画の変更後と変更前は、次に示すとおりである。

表V-2-2 変更後の土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	危険物 取扱施設 用地	交通機能 用地	緑地	公共用地	海面処分 用地	合計
本港区	(20.7)	(26.4)	(2.1)	(85.3)	(6.3)	(16.9)	(11.7)			(169.4)
	20.7	26.4	2.1	85.3	6.3	16.9	15.6			173.3
外港区	(15.7)	(14.6)		(48.3)		(8.1)	(26.1)	(4.7)	(11.3)	(128.8)
	15.7	15.5		48.3		8.1	56.2	4.7	11.3	159.8
北港区	(25.4)	(21.7)		(405.4)		(21.9)	(4.6)	(5.5)		(484.5)
	25.9	21.7		405.4		21.9	6.0	5.5		486.4
合計	(61.8)	(62.7)	(2.1)	(539)	(6.3)	(46.9)	(42.4)	(10.2)	(11.3)	(782.7)
	62.3	63.6	2.1	539.0	6.3	46.9	77.8	10.2	11.3	819.5

注1) ()は、湾港の開発及び、利用及び保全並びに湾港に隣接する区域保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

表V-2-3 変更前の土地利用計画 (既定計画)

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	危険物 取扱施設 用地	交通機能 用地	緑地	公共用地	海面処分 用地	合計
本港区	(20.7)	(26.4)	(2.1)	(85.3)	(6.3)	(16.9)	(11.7)			(169.4)
	20.7	26.4	2.1	85.3	6.3	16.9	15.6			173.3
外港区	(15.7)	(14.6)		(48.3)		(8.1)	(26.1)	(4.7)		(117.5)
	15.7	14.6		48.3		8.1	57.1	4.7		148.5
北港区	(29.5)	(21.7)		(405.4)		(21.9)	(4.6)			(483.1)
	29.5	21.7		405.4		21.9	6.5			485.0
合計	(65.9)	(62.7)	(2.1)	(539)	(6.3)	(46.9)	(42.4)	(4.7)		(770)
	65.9	62.7	2.1	539.0	6.3	46.9	79.2	4.7		806.8

注1) ()は、湾港の開発及び、利用及び保全並びに湾港に隣接する区域保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3. 臨港地区の範囲

3-1 臨港地区の範囲

酒田港の現在の臨港地区は、令和元年12月に指定されたもので、面積は715.7haである。

今後、港湾計画の遂行に伴い、港湾の管理運営を円滑に行うために必要と考えられる臨港地区（港湾管理者案）は、以下のとおりである。

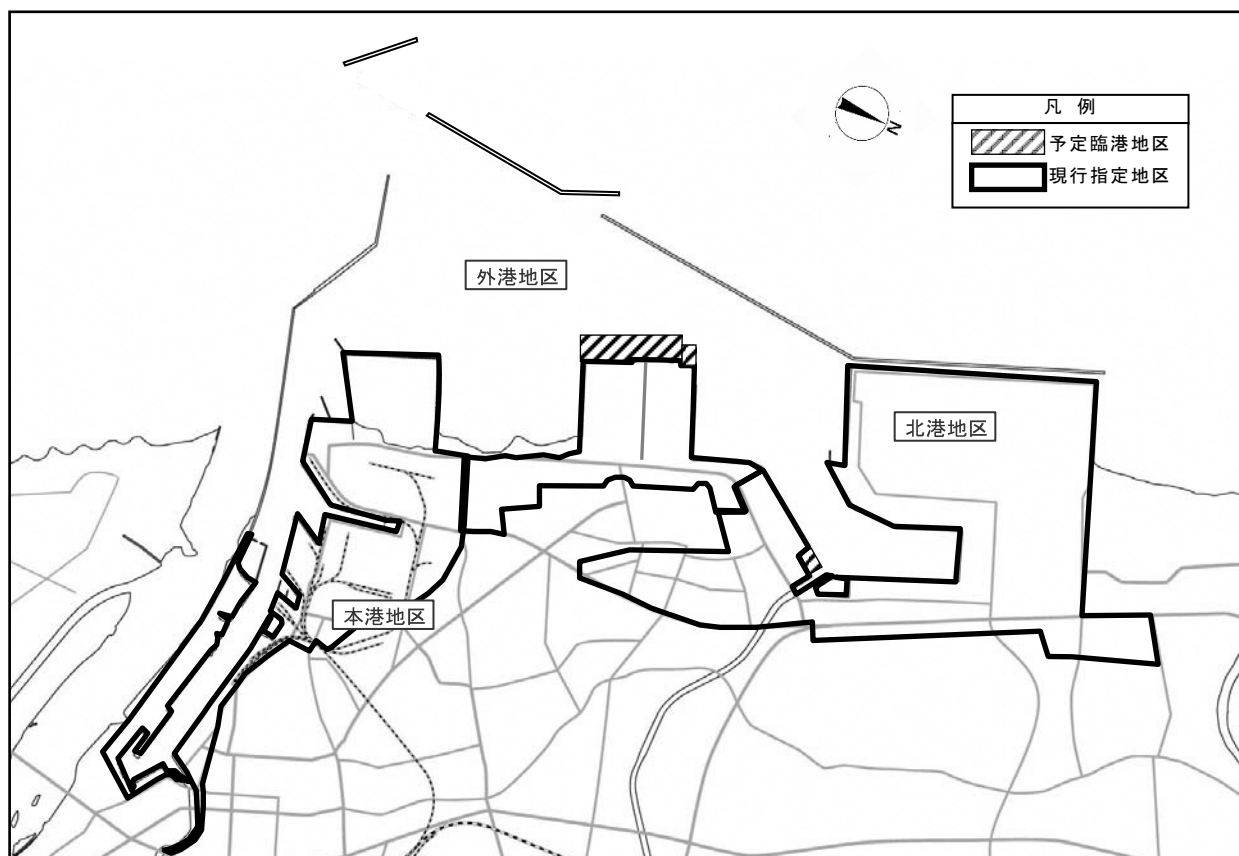


図 V-3-1 現況及び港湾管理者案の臨港地区の範囲図

3-2 分区の指定(案)

酒田港臨港地区における分区の指定(案)は、次のとおりである。

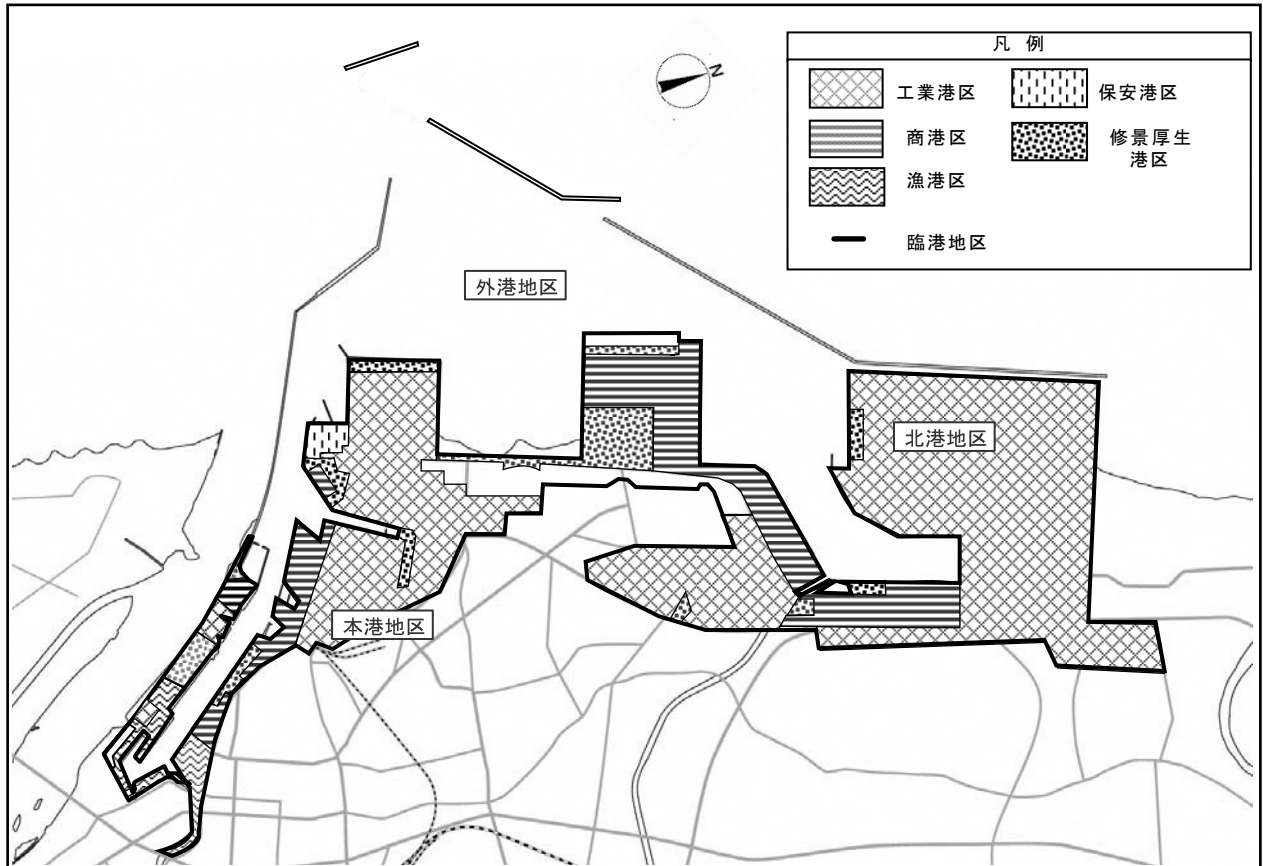


図 V-3-2 分区の指定(案)